

2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援や子ども理解の支援、地域での生活支援を行う。

(1) R5 年度利用児童予定数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター	97	50
医療型児童発達支援センター	8	40
計	105	90

(2) クラス編成

①親子通園（3歳児）、単独通園（4・5歳児）、単独併行通園（4・5歳児）とし、子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。

②親子通園は、週2日クラス18人、週1日クラス9人（併行通園児のみ在籍）で運営する。週2日クラスにも併行通園児が在籍予定。医療型児が10人と増加。単独通園の週5日クラスは、4クラス33人で運営する。

③単独併行通園クラスは、4歳児36人、5歳児（継続児）9人の受け入れを行う。

(3) 年間行事

オリエンテーション、親子レクリエーション、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、卒園式、避難訓練、等。

(4) 通園バスの安全性向上のための改修の実施

バス内への利用児の置き去り防止装置等の設置についての検討・実施

3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

(1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

（新規申込み 750件 延べ相談件数 7,000件）

(2) 障害児相談支援事業：当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約180人を予定。

(3) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

(4) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。また、早期療育グループ所属の併行通園児に対して、早期療育科職員が個別に巡回を実施する。

（年間延べ 170回 延べ相談件数 1,500件）

(5) 保育所等訪問支援事業

高頻度な療育が必要であるが、家庭事情等により来所が困難なケースに個別的な訪問支援と保護者支援を実施する。ソーシャルワーカーだけでなく、心理職や訓練科職員を含めた訪問を行ない、ケースに合わせた内容で支援を行なう。30名に年3回を目途に実施する。

(6) 学校支援：エリア内の学校（20校 延べ50件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。

(7) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援。

- (8) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 西区 30 件、中区 40 件、南区 50 件)
- (9) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (10) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (11) 児童発達支援事業（フルール）：知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。保護者への支援も重要と考え、1クラスにつき年8回の保護者勉強会・年3回の参観懇談会を実施する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。

4. その他の事業

- (1) 保護者支援および児童支援を両面から強化することを目的として以下の事業を行う。地域ニーズ対応事業として、児童と家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。
- ① 保護者支援：CARE(Child Adult Relationship Enhancement)講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備し、さらに所内にてスタッフに対してCAREワークショップを行い、センター全体で多様なニーズに対して肯定的介入を実践する。さらに必要な事例に対して、PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)を行う。
 - ② 早期療育グループに参加する養育者に対して、エビデンスに基づく指導方略の必要性と療育指導の考え方を理解できるよう情報提供する。
 - ③ 児童支援：超早期療育(JASPERプログラム)に基づく指導を導入する。JASPERの研修中の心理士による外来児への個別指導、早期療育科職員の行動観察検査(SPACE)のスキルアップ、保護者向けの「遊びを通じた親子の関わり」についての勉強会を実施する。
- (2) 療育開始までに期間が空いてしまう方や、様々な事情により既存の枠組につながらない方等、広く多くの方が利用できる、新たな療育の場を試行的に実施する。
- ① 申し込みからSWのインテーク後に、初診や療育が開始になる前に、待たせることなく、親子で通える場として広場事業を行なう。(新たな横浜市療育センター構想の一次支援を想定)
 - ② ソーシャルワーカーによる初診前の相談支援を継続して実施する。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理
- ・施設業務効率化
- ・事業継続および感染症対策義務化に伴う運営規程の改正に係る対応
- ・横浜市の次期指定管理者選定に向けた事前準備

6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤（嘱託医師含む）計100人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- 保育士や社会福祉士を目指す学生、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医学部学生、特別支援学校高等部学生等の実習生、ボランティア、見学者を受け入れる。
- 教育機関、福祉機関、医師会等からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。
- 所長は、横浜市発達障害検討委員会、および横浜市社会教育委員会の委員として、横浜市の発達障害支援の施策に助言する。